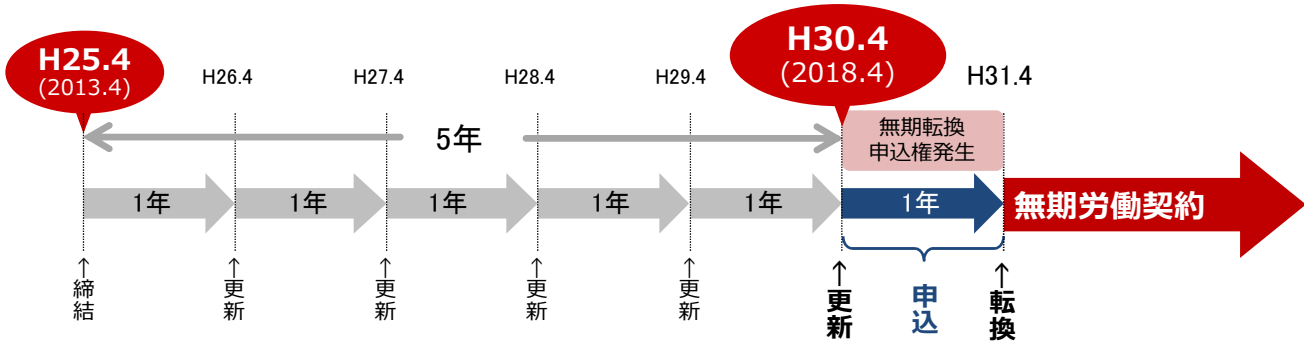


# 無期転換ルールの継続雇用の高齢者に関する特例について (第二種計画認定・変更申請)

## 無期転換ルールとは？

- 有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。
- 通算5年のカウントは、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約等）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定などが必要です。

## 対象となる労働者

- 原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で5年を超える全ての方。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

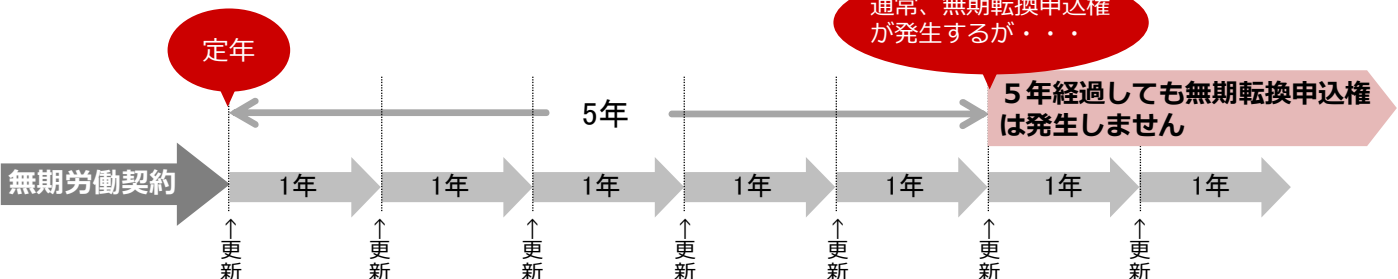
## 継続雇用の高齢者の特例とは？

- 無期転換ルールの適用により、通常は、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者についても無期転換申込権が発生しますが、**有期雇用特別措置法**（※1）により、
  - ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、
  - ・定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）
 については、**無期転換申込権が発生しない**とする特例が設けられています。特例の適用に当たり、事業主は本社・本店を管轄する都道府県労働局（※2）に認定申請を行う必要があります。

※1 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第6条：平成27年4月1日施行

※2 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

【例：定年後、1年間の有期労働契約で引き続いて雇用された場合】



※ 正社員、無期転換ルールにより無期となった社員などすべての無期契約労働者

## 対象となる労働者

- 定年後、同一事業主に引き続き雇用される有期雇用労働者。
  - ※ 高齢者雇用安定法に規定する特殊関係事業主（いわゆるグループ会社）に定年後引き続き雇用される場合も対象となります。
  - ※ ただし、定年後、グループ会社ではない企業に再就職した場合は特例の対象とならず、通常どおり無期転換ルールが適用されます。

# 有期雇用特別措置法

## 第二種計画認定申請 6つのポイント

定年後継続雇用される有期雇用労働者の無期転換ルールの特例は、石川労働局への申請が必要です。

「継続雇用の高齢者にかかる認定申請（第二種計画認定申請）」について、6つのポイントをご説明いたします。

### ☆ポイント1

認定申請は、本社・本店が行ってください。  
支店・営業所等からの申請はできません。

### ☆ポイント2

認定申請の時点で特例の対象となる労働者がいなくても、将来対象労働者が生じる見込みがあれば申請可能です。

### ☆ポイント3 認定申請書の提出先は石川労働局です。

【原則】 ①労働局（雇用環境・均等室）に直接提出 ②労働局（雇用環境・均等室）に郵送  
※労働基準監督署を経由しての提出や電子申請も可能です

### ☆ポイント4 主な認定要件は、次の2点です。

- ①高年齢労働者に対する適切な雇用管理措置を計画していること
    - ・高年齢者雇用推進者の選任や職業訓練の実施、作業施設・方法の改善などの中から一つ以上実施
  - ②申請時点において、高年齢雇用確保措置を完了していること
    - ・65歳以上への定年の引き上げ
    - ・継続雇用制度の導入
- 希望者全員を対象、又は経過措置に基づく労使協定により継続雇用対象者を限定する基準を利用

### ☆ポイント5

ポイント4の認定要件に関し、その状況が明らかとなる書類を添付して下さい。

※ 申請書と添付書類については、それぞれ原本と写しの合計2部をご提出ください。

【添付書類の例】

- ・高年齢者雇用状況報告書の写し
- ・雇用管理措置の種類に応じた実施計画
- ・就業規則の写し
- ・継続雇用にかかる労使協定の写し など

### ☆ポイント6 高年齢労働者の全てが特例対象となるわけではありません。

「継続雇用の高齢者」とは、その会社で定年に達し引き続いて雇用される労働者を指します。

したがって、①他社で定年退職し、その後雇用された労働者

②定年に達しない時点で無期雇用から有期雇用に転換した労働者は、

特例の対象にならず、有期労働契約が通算して5年を超えた時点で無期転換申込権が発生します。

ご不明な点につきましては、石川労働局 雇用環境・均等室までお問い合わせください。